

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(17年3月)
(新地方行革指針)の概要

第1 計画的な行政改革の推進と説明責任の確保

1 行政改革大綱の見直しと集中改革プランの公表

(1) 行政改革大綱の見直し

行政組織運営全般について、策定(Plan)→実施(Do)→検証(Check)→見直し(Action)のサイクル(以下「PDCAサイクル」という。)に基づき不断の点検を行いつつ、新たな行政改革大綱等の策定又は従来の行政改革大綱の見直しを行う。

(2) 集中改革プランの公表

集中改革プラン(平成17年度～21年度までの具体的な取組みを住民にわかりやすく明示した計画)を17年度中に公表する。

必須項目	① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
	② 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む)
	③ 定員管理の適正化
	④ 手当の総点検をはじめとする給与の適正化 (給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)
	⑤ 第三セクターの見直し
	⑥ 経費節減等の財政効果

- 可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい指標を用いる。
- 定員管理の適正化
⇒退職者数及び採用者数の見込みを明示し、平成22年4月1日における数値目標を設定する。
※ 全国の地方公共団体の総定員の純減 → 4.6% (H11→H16)
※ 過去の実績を上回る総定員の純減
- 地方公営企業についても、①、②、③、④、⑥の事項に関する集中改革プランを公表する。
- 平成17年度に合併を行う市町村については、合併後の行政体制の整備の状況を見極めつつ対応する。

2 説明責任の確保

- (1) 大綱の見直し又は策定にあたっては、PDCAサイクルの各過程において住民等の意見を反映するような仕組みを整える。
- (2) 大綱の見直し又は策定の過程について、ホームページや公報等を通じて住民等にわかりやすい形で公表する。
- (3) 大綱等に基づく成果については、他団体と比較可能な指標に基づき公表する。

第2 行政改革推進上の主要事項について

1 地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化

- 民間委託等の推進
- 指定管理者制度の活用
- P F I手法の適切な活用
- 地方独立行政法人制度の活用
- 地方公営企業の経営健全化
- 第三セクターの抜本的な見直し
- 地方公社の経営健全化
- 地域協働の推進

2 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

- 政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務・事業を処理し得る組織
- 政策、施策、事務・事業のまとまりや地域などに対応した部局・課室編制
- 住民ニーズへの迅速な対応
- スピーディーな意思決定・対応
- 個々の職員の責任と権限の明確化
- 意思形成過程が簡素化されたフラットな組織
- 政策、施策、事務・事業のP D C Aサイクルをもとにした不断の正当性の検証による組織編制の不断の見直し

3 定員管理及び給与の適正化等

- 定員管理の適正化
- 給与の適正化
- 定員・給与等の状況の公表
- 福利厚生事業の点検・見直しと実施状況の公表

4 人材育成の推進

- 人材育成基本方針の策定
- 職場風土、仕事の推進プロセスの改善
- 能力・実績を重視した新しい人事評価システムの導入

5 公正の確保と透明性の向上

- パブリックコメント手続制度の積極的活用
- 外部監査制度の有効活用
- 議会における政策審議の充実
- 議会、監査委員などによる監視機能の強化

6 電子自治体の推進

- 行政手続のオンライン化の推進
- 共同アウトソーシングの推進
- 公的個人認証サービス、総合行政ネットワーク（L G W A N）の利活用

7 自主性・自律性の高い財政運営の確保

- 歳出全般の効率化と財源配分の重点化
- 財政健全化計画の策定
- わかりやすい財政情報の提供
- バランスシート・行政コスト計算書の公表
- 地方税等の徴収率の一層の向上
- 受益者負担の適正化
- 補助金等の整理合理化
- 公共工事のコスト構造改革
- 公共工事の入札及び契約の適正化
- 民間と競合する公的施設の新設及び増設の禁止

8 地方議会

- 議員定数・報酬に関する説明責任
- 執行機関に対する監視機能を高めていく取組

「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」(18年8月) (地方行革新指針)の概要

【趣旨】

「新地方行革指針」(17年3月)の策定後、行政改革推進法、公共サービス改革法、骨太方針2006を踏まえ、地方行革の更なる推進に向け、「新地方行革指針の追加補強版」という位置づけで策定

第1 総人件費改革

1 地方公務員の職員数

- 骨太方針2006(5年間で行政機関の国家公務員の定員純減(▲5.7%)と同程度の定員純減)等を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に取り組むとともに、職員数の一層の純減

2 地方公務員の給与

- 地域民間給与の更なる反映に向け、人事委員会勧告における公民格差のより一層精確な算定、公民比較対象企業規模の拡大、説明責任の徹底等を推進
- 特殊勤務手当等の是正、級別職員構成の計画的是正措置など、一層の給与適正化の推進

3 第三セクター等の人件費

- 職員数や給与に関する情報公開等の推進、地方公共団体からの補助金等の抑制など

第2 公共サービス改革

1 公共サービスの見直し

- 事業仕分けを踏まえた検討を実施し、公共サービスとして行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等

2 市場化テストの積極的な活用

- 市場化テストの実施に当たり、公共サービスの維持向上に関する成果指標や経費削減などに関する数値目標を設定

第3 地方公会計改革

1 公会計の整備

- 発生主義を活用するとともに複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、公会計の整備を推進
- 貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備を推進

2 資産・債務管理

- 未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を策定